

○逗子市立図書館条例

平成16年10月5日

逗子市条例第16号

改正 平成26年11月27日条例第33号

逗子市立図書館条例（昭和41年逗子市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づく逗子市立図書館（以下「図書館」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|---------------|
| 逗子市立図書館 | 逗子市逗子4丁目2番10号 |

2 図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|----------------|
| 逗子市立図書館小坪分室 | 逗子市小坪5丁目21番17号 |
| 逗子市立図書館沼間分室 | 逗子市沼間3丁目16番32号 |

（平26条例33・全改）

（職員）

第3条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（逗子市視聴覚ライブラリー条例の廃止）

2 逗子市視聴覚ライブラリー条例（昭和42年逗子市条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成26年11月27日条例第33号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。